

# 伊佐市地域福祉計画（概要版）

## ● 地域福祉とは

私たちの住んでいる地域には、子どもから高齢者までさまざまな人が暮らしています。介護を必要としている高齢者や障がいのある人、子育てや介護に悩む家族など、ちょっとした手助けが必要な人がいます。このような人たちを地域のつながりのなかで支え合うことができれば、多くの人が安心して暮らせるまちになります。

こうした地域社会における市民の助け合いと、行政の施策や社会福祉協議会、福祉サービス事業者などの関係機関の保健福祉サービスを上手に組み合わせ、みんなで自分たちのまちを暮らしやすくしていく取り組みを『地域福祉』といいます。

## ● 地域福祉計画とは

『地域福祉計画』は、社会福祉法 107 条に規定された地域福祉の推進に関する計画であり、伊佐市総合振興計画の下位に位置する保健福祉分野の総合計画です。

伊佐市では、平成 24 年 3 月に「伊佐市地域福祉計画」を作成し、地域福祉の体制づくりを推進しながら、関係団体と連携を図り、地域福祉の活動体制の構築に取り組んできました。

今回、少子高齢化が進行しており、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え、社会的共同生活の維持が困難になっている自治会や地域社会の担い手不足等も深刻になってきている現状を踏まえ、前回作成した地域福祉計画を検証し、今後の地域福祉における目指すべき姿を見直すとともに、さらなる地域福祉力の向上を図るために『第 2 期伊佐市地域福祉計画』を策定しました。



## ● 基本理念

市民の誰もが健康で安全・安心に暮らせる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）はもちろんのこと、市民相互で支えあう地域の力を向上することにより、みんなのしあわせが実現できるという考え方にたって



『地域の力でともに支えあうまちづくり』

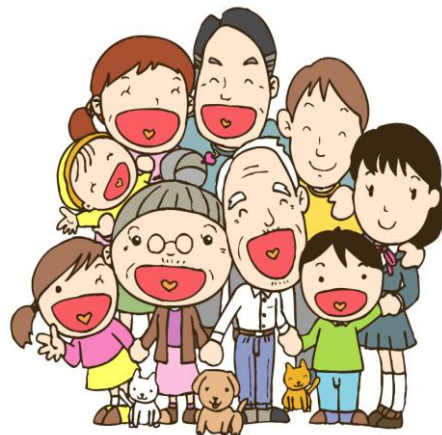
を基本理念としました。

## ● 4つの基本目標

### 基本目標1 地域福祉を支える担い手の育成

市民の福祉意識を醸成、高揚し、地域での福祉活動やボランティア活動への参加など、福祉活動を実践する担い手を育成します。

- ① 広報・啓発の充実
- ② 福祉大会等の充実
- ③ 福祉教育の推進
- ④ ボランティアの発掘と育成
  - (ア) ボランティア活動の広報、啓発
  - (イ) ボランティアセンターの活用
- ⑤ 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動支援



### 基本目標2 地域福祉ネットワークの構築

校区コミュニティ協議会単位に活動拠点を設定し、民生委員・児童委員、福祉協力員、社会福祉協議会、福祉関係団体等を中心とするネットワークを構築します。

### 基本目標3 適切な福祉関係サービスの提供に向けた相談、情報提

#### 供の体制整備

サービスや相談体制の充実を図り、利用者へ適切な福祉関係サービスを提供します。

※生活困窮者自立支援事業への取り組み



### 基本目標4 災害時要配慮者避難支援の推進

災害時に特に支援の必要な避難行動要支援者の情報を把握し、関係機関で共有することにより、災害時などにおける安否確認や避難行動支援等を迅速かつ適切に行います。 ※「伊佐市災害時要配慮者避難支援プラン」の再編

## ● 計画の推進

地域福祉は、行政の取り組みだけで推進することはできません。計画の理念・目標を達成するためには、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会、保健福祉サービス事業者などがそれぞれの分野において主体的、積極的に取り組み、協働しながら地域全体で計画の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。



### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持ち、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会貢献活動に積極的かつ主体的に参加したり（自助）、自治会や校区コミュニティ、隣近所などと協働しながら（共助）目標に向かって取り組んでいくことが求められます。

### (2) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進することを目的として設置されている社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民と共に地域課題に取り組む組織です。

地域で支えあう「共助」の地域福祉社会を形成するため、その行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、これに基づく福祉意識の啓発、人材育成、地域福祉ネットワークの構築、ボランティア活動、相談事業の推進、地域の実情に応じたサービスや支援などを、さらに地域に密着して行う必要があります。



### (3) 保健福祉事業所、ボランティア団体などの役割

保健福祉サービスの提供者・協力者として、サービスの提供及び参加、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。

また、地域福祉ニーズに基づく新たなサービスや住民福祉への参加の支援や、福祉のまちづくりの参画に努めることが求められます。



#### (4) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会や関係団体等と相互に連携、協働を図るとともに、地域福祉活動への住民参加の促進や、地域福祉ネットワークづくりに関する支援や情報提供に努めます。

